

議案第 10 号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市手数料条例の一部を改正する条例

橋本市手数料条例(平成 18 年橋本市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(事務の種類及び金額) 第 2 条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) <u>削除</u> (16)の 2 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下次号において「番号法」という。)第 7 条の規定に基づき通知カードの再交付(通知カードの追記欄の余白がなくなつたときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。) 1 件につき 500 円</u> (16)の 3 <u>番号法第 2 条第 7 項の規定に基づき個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなつたときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。) 1 件につき 800 円</u> (17)・(18) 略 (19) <u>前各号に掲げるものの以外の戸籍・住民票に基づく行政証明 1 件につき 300 円</u> (20)～(28) 略 (28)の 2 <u>認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する情報提供及び通知 1 件につき 200 円</u> (29)～(52) 略 2 略	(事務の種類及び金額) 第 2 条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) <u>住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 44 の規定に基づき住民基本台帳カードの交付 1 件につき 500 円</u> (17)・(18) 略 (19) <u>削除</u> (20)～(28) 略 (29)～(52) 略 2 略

附 則

この条例中第2条第1項第19号の改正及び第28号の次に1号を加える改正は、公布の日から、同項第16号の次に2号を加える改正(第16号の2に係る部分に限る。)は、平成27年10月5日から、その他の改正は、平成28年1月1日から施行する。